

青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針

1 目的

この方針は、青梅市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、もって環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

2 定義

この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札にかかる入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定にもとづき小売電気事業の登録を受けている者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力調達契約をいう。

3 対象機関

この方針は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

4 環境評価項目

この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の情報開示

(2) 基本項目

ア 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

イ 未利用エネルギーの活用状況

ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(3) 加点項目

省エネルギーにかかる情報提供、簡易的デマンド・レスポンス（以下「DR」という。）の取組および地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組地域における再エネの創出・利用の取組

5 入札参加資格

入札参加資格は、前項に定める環境評価項目について、電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の情報を開示しており、かつ、別表「青梅市環境に配慮した電力調達契約評

価基準」(以下「評価基準」という。)の「基本項目」および「加点項目」により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

6 評価

(1) 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4項に定める環境評価項目について、評価基準により算定し、その評価点等を青梅市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書(様式第1号)に記載し、青梅市長(以下「市長」という。)に報告するものとする。ただし、当該年度内に評価点等に変更があったときは、その都度市長に報告するものとする。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を確認し、評価の結果について、青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針にもとづく評価結果について(様式第2号)により電気事業者に通知する。

7 方針の見直し

この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。

8 庶務

この方針に関する庶務は、契約担当課において処理する。

9 その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日

この方針は、平成24年1月17日から実施する。

11 経過措置

- (1) この方針の一部改正は、平成24年6月15日から実施する。
- (2) この方針の一部改正は、平成25年1月17日から実施する。
- (3) この方針の一部改正は、平成26年5月1日から実施する。
- (4) この方針の一部改正は、平成27年5月1日から実施する。
- (5) この方針の一部改正は、平成28年7月1日から実施する。
- (6) この方針の一部改正は、平成29年7月1日から実施する。
- (7) この方針の一部改正は、平成30年7月1日から実施する。
- (8) この方針の一部改正は、令和元年7月1日から実施する。
- (9) この方針の一部改正は、令和2年7月1日から実施する。

- (10) この方針の一部改正は、令和 3 年 7 月 1 日から実施する。
- (11) この方針の一部改正は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。
- (12) この方針の一部改正は、令和 5 年 11 月 1 日から実施する。
- (13) この方針の一部改正は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。
- (14) この方針の一部改正は、令和 7 年 9 月 1 日から実施する。
- (15) この方針の一部改正は、令和 8 年 6 月 1 日から実施する。

別表（第5項、第6項関係）

青梅市環境に配慮した電力調達契約評価基準

情報開示	開示方法
電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の情報の開示 ※1	ホームページ、パンフレット、チラシ、その他

項目	要素	区 分	評価点
基本 項目	令和6年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） ※2 （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上0.375未満	70
		0.375以上0.400未満	65
		0.400以上0.425未満	60
		0.425以上0.450未満	55
		0.450以上0.475未満	50
		0.475以上0.500未満	45
		0.500以上0.520未満	40
		0.520以上	0
	令和6年度の未利用エネルギー活用状況 ※3	0.675%以上	10
		0%超0.675%未満	5
		活用していない	0
	令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 ※4	15.00%以上	20
		8.00%以上15.00%未満	15
		3.00%以上8.00%未満	10
		0%超3.00%未満	5
		活用していない	0
加 点 項 目	省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組および地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組 ※	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

	5		
--	---	--	--

- ※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和 8 年 4 月改定）
に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日から 1 年間に限って開示予定時期（事業開始日から 1 年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- ※ 2 - 1 「令和 6 年度の 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）（以下「温対法」という。）にもとづき、環境大臣および経済産業大臣によって公表されている令和 6 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をいう。
- ※ 2 - 2 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法にもとづき環境大臣および経済産業大臣から排出係数が公表されていないものは、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。
- ※ 2 - 3 温対法にもとづき令和 6 年度のメニュー別排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法にもとづき算定した令和 6 年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
- ※ 3 - 1 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入にかかる活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。）をいう。
- (1) 工場等の廃熱または排圧
 - (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
 - (3) 高炉ガスまたは副生ガス
- ※ 3 - 2 「令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(k W h) を令和 6 年度の供給電力量（需要端）(k W h) で除した数値をいう。

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次に掲げる方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギーおよび未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により^{あん}按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※ 3－3 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 3－4 令和 6 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

(算定方式)

令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = (令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) ÷ 令和 6 年度の供給電力量 (需要端)) × 100

※ 4－1 「令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、次に示す令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh) を令和 6 年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。

「令和 6 年度の再生可能エネルギー電気の利用量」とは、次のアからオまでの和をいう。ただし、次のアからオまでは、令和 6 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 F I T 非化石証書の量 (送電端) (kWh)

イ グリーンエネルギー C O 2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー C O 2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書 (電力) の量 (kW

h)

ウ Jークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

エ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気にかかる非化石証書の量 (kWh)

オ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量 (kWh)

※4-2 「再生可能エネルギー電気」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（3万kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱およびバイオマス）による電気を対象とする。
（算定方式）

令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）＝（令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ）(kWh) ÷ 令和6年度の供給電力量（需要端）(kWh)）×100

※5 需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用料抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式第1号（第6項関係）

年 月 日

青梅市長 殿

所在地

名称

代表者名

印

青梅市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

青梅市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、青梅市環境に配慮した電力調達契約評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の情報の開示方法

開示方法			番号
① ホームページ	② パンフレット	③ チラシ	
④ その他 ()			

2 基本項目および加点項目

基本項目	数値等	評価点
令和 6 年度の 1 k W h 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: k g - C O 2 / k W h)		
令和 6 年度の未利用エネルギー活用状況		
令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況		
加点項目	割合等	評価点
省エネルギーにかかる情報提供、簡易的 D R の取組および地域における再生可能エネルギーの創出・利用の取組	有・無	
合 計		

注 1 情報の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和 8 年 4 月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から 1 年以内）であって、電源構成等の情報を開示していない者は、事業開始日および開示予定時期（参入日から 1 年以内に限る。）を「番号」欄に記載すること。

注 2 「数値等」、「割合等」および「評価点」には、青梅市環境に配慮した電力調達契約評価基準により算出した値等を記載すること。

注 3 「数値等」および「割合等」の算出根拠となる書類を添付すること。

様式第 2 号（第 6 項関係）

年 月 日

（電気事業者） 殿

青梅市長

青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針にもとづく評価結果
について（通知）

年 月 日付けで報告のあった青梅市環境に配慮した電力調達契約環境
評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針第 5 項に定める入札参加資格
を 備えている。
備えていない。

以 上